

建物所有者・管理者の皆様へ

空き家の放置、 損失を招く

空き家を放置していると、所有者等は「経済的損失」のリスクがあります。
早めの備え、適切な管理により、リスクを回避しましょう。

損害賠償額2億円!?

火災で隣地家屋が全壊・死亡事故が
起こった場合の試算があります。



(試算参考) 日本住宅総合センター

行政代執行になると 全額費用請求

危険な状態になると、行政代執行を行う
場合があります。



放置

助言
指導

勧告

命令

代執行

勧告されると固定資産税が最大約4倍に

税金

R7年度
より

放置された空き家の所有者等
に対する勧告などの措置を強
化します



勧告されると土地にかかる固定資産税の軽減措置(住宅用地特例)が受けられなくなります。勧告前に空き家を解体した場合、固定資産税の減免を受けられる場合があります。(裏面参照)

※固定資産税には都市計画税を含みます。

備え 建物をどう引き継ぐか話し合いを

法務局

登記確認

終活ノートの
活用

相続の話し合い



司法書士、
行政書士等

専門家に相談

管理 周りへ迷惑をかけないように管理を

ポイント
1

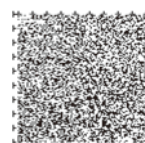
定期的なメンテナンスが必要

ポイント
2

管理の代行サービスを活用

ポイント
3

近隣の方との関係を良好に



空き家の支援制度を活用しませんか

使っていない
空き家を

活用したい

できるだけ早い時期から使うことで老朽化を防止

補助金

耐震診断

補助金

耐震改修

リフォーム

居住

使う予定のない
空き家を

手放したい

資産価値が下がらないうちに、早めに売却の検討を

協力業者
へ相談

バンク登録

売却

老朽化して
使えない
空き家を

処分したい

周りへ迷惑をかけてしまう前に除却し、跡地の活用を

補助金

除却

バンク登録
(跡地)

固定資産税
減免

売却
(跡地)

空き家・跡地
バンク

空き家の
相談

リフォーム
補助金

耐震
診断・改修
補助金

除却
補助金

固定資産税
減免



※各制度の適用要件については、各ホームページをご確認下さい

空き家をどうしたらいいのか迷ったら、専門家へ相談しましょう

久留米市空き家相談会 6月22日(日曜日)、8月10日(日曜日)

(場所)久留米市役所3階会議室 予約受付開始日5月8日(木曜日)8:30から

ご自宅から
リモートでの
相談も可能です

お住まいの住宅への支援制度もあります

費用の
助成

リフォーム



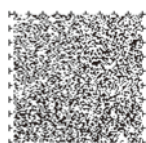
止水板設置



耐震診断
耐震改修



道路に面す
る危険なブ
ロック塀等
の撤去



[問い合わせ先] 住宅政策課 本庁舎13階

TEL ☎ (0942) 30-9139 FAX 📠 (0942) 30-9743

MAIL ✉ housing@city.kurume.lg.jp

※このチラシは、家屋を所有されていない方にも同封しています。ご了承ください。